

2019/09/18 14:31 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成20年2月25日	不動産番号	4211000058444
地図番号	E31、41	筆界特定	[余白]		
所 在	下北郡風間浦村大字蛇浦字五郎太			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
30番117	山林	4324	:	30番6から分筆	
			:	国土調査による成果	
			:	〔昭和48年10月12日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項	
			:	の規定により移記	
			:	平成20年2月25日	

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年1月26日 第803号	原因 平成11年1月23日贈与 所有者 下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷38 番地6 嶋 島 利 孝 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成20年2月25日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。